

特定都市河川指定に向けた検討状況

令和5年3月2日

福島河川国道事務所

福島県 土木部

流域治水関連法の活用 (特定都市河川の指定による法的枠組の下での流域治水の推進)

- 流域治水を实践する計画・体制として、国・都道府県・市町村等の関係者の協働による遊水地等の整備、雨水貯留・浸透対策、浸水のおそれがある土地の利用等に関する計画を策定し実践する法的枠組「**流域治水関連法**」が令和3年11月1日に施行
- 特定都市河川への指定**により本枠組を活用し、実効性のある対策を実施することにより、**流域の治水安全度を向上**

特定都市河川指定 全国の河川へ指定拡大
(国管理区間有：大臣指定、国管理区間無：知事指定)

流域水害対策協議会 計画策定・対策実施
構成員：河川管理者、下水道管理者、都道府県、市町村等

流域水害対策計画 策定 浸水被害の発生を防ぐべき目標となる降雨に対し、概ね20-30年の間に実施する取組を定める

特定都市河川法の制度・施策等

<制度・施策等の活用主体>

- 河川管理者等
- 都道府県
- 市町村
- 民間事業者・住民等

遊水地・輪中堤・排水機場等のハード整備

・流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて**整備の加速化**

水害リスクを踏まえた土地利用規制・住まい方の工夫等

①**貯留機能保全区域** (洪水等を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定)

- ・指定権者：都道府県知事等
- ・**盛土等の行為の事前届出を義務化**
- ・届出内容に対し、必要に応じて**助言・勧告**が可能

雨水浸透阻害行為の許可

- ・宅地等以外の土地で行う**流出雨水量を増加させるおそれのある行為**を許可制とする
- ・対象：公共・民間、一定規模(1,000m²※)以上 ※条例で基準強化が可能
- ・**雨水貯留浸透施設の整備**を義務付け



②**浸水被害防止区域** (浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定)

- ・指定権者：都道府県知事
- ・都市計画法上の**原則開発禁止**
- ・**住宅・要配慮者施設等の開発・建築行為を許可制**とすることで安全性を確保

雨水貯留浸透施設の整備

- ①**雨水貯留浸透施設整備計画の認定**
 - ・対象：民間事業者等が整備する施設
 - ・規模要件：≥30m³ (条例で0.1-30m³の間で基準緩和が可能)
 - ・支援策：**税制優遇**、**国庫補助** (補助率1/2)、地方公共団体の**管理協定制**
 - ・**固定資産税の減税**：課税標準を1/6-1/2の間で**市町村の条例で定める割合に軽減** (参酌標準1/3)
- ②**国有地の無償貸付又は譲与**
 - ・流域水害対策計画に基づく施設を設置する**地方公共団体**に対し、普通財産である**国有地の無償貸付又は譲与**が可能

釈迦堂川流域における検討状況

第2回 釈迦堂川流域水害対策検討会開催について

開催目的・概要

- 釈迦堂川流域では、令和元年度東日本台風をはじめとした台風や集中豪雨による洪水でたびたび浸水被害が発生。そのため、令和4年3月11日に「流域治水」の取組をさらに加速することを目的に有識者、国、県、流域7市町村を委員とした「釈迦堂川流域水害対策検討会」を設立。釈迦堂川流域を特定都市河川指定に向け、様々な検討を進めてきた。
- 第2回 検討会では、釈迦堂川流域の特定都市河川指定範囲（案）、浸水被害対策の基本方針について説明、雨水浸透阻害行為の許可事務概要について説明を行った。今回の検討会において、**委員（有識者・県・流域自治体）と特定都市河川指定について「基本合意」が得られた。そのうえで、指定のスケジュールを令和5年度中を目標とすることで共有した。**
- 特定都市河川指定に関する流域自治体の意見としては、**特定都市河川の指定は重要な取組であり推進して頂きたいと意見がある一方、丁寧な住民説明会や効果等についてPRを実施し、流域内の住民等に十分な理解を得られるよう配慮して頂きたいと意見があった。**

第2回 検討会概要

- 日 時：令和5年2月13日(月)
- 開催時刻：10：00～11：30
- 場 所：対面＋WEB（須賀川市役所）
- 出席者（委員）
 - ・日本大学 朝岡准教授・福島大学 川越教授・川崎教授
 - ・須賀川市・白河市・鏡石町・矢吹町・天栄村
 - ・西郷村・泉崎村・福島県
 福島河川国道事務所全34人中、31名が出席※
 （※河川関係 都市計画関係 下水道関係 農林関係担当者が出席）
- 議 事
 - ① 釈迦堂川流域水害対策検討事項
 - ② 雨水浸透阻害行為の許可事務概要等
 - ③ 釈迦堂川浸水被害対策の基本方針
 - ④ 意見交換

検討会（WEB会議）の開催状況



<特定都市河川指定に関する意見>

- 【須賀川市】
 - ・ 釈迦堂川の特定都市河川指定については、非常に期待している。
 - ・ これまでに幾度となく浸水被害が起きている。市の対策としては、田んぼダム等貯留機能を向上させる整備を実施しているが、実際はそれだけでは対策が難しい。**特定都市河川指定により、流域治水の考えが流域全体に広がり、流域全体で対策を進めて行きたい。**
- 【白河市】
 - ・ 流域治水の取組は重要な取組と認識し、流域の自治体と共に推進したい。
 - ・ 釈迦堂川流域内の市民の土地利用に密接に関係することから、「河川指定の事前周知」の前に十分な時間を取って頂き丁寧な住民説明会を実施して頂き、市民の理解を得られるよう取り組んで頂きたい。
- 【鏡石町】
 - ・ 鏡石町は阿武隈川沿川で現在遊水地の整備が進められている。それに加え釈迦堂川流域特定都市河川指定に該当する町である。**住民にいろいろ協力を頂くことが続いている状況だが、流域治水は必要取組だと思われるので、進めて頂きたい。**
- 【矢吹町】
 - ・ 流域治水の視点・観点からも非常に重要な取組とっているので是非推進して頂きたい。
 - ・ 住民・開発コンサル・住宅メーカー等に事前周知やPR（効果や必要性について）をしっかりとこなって頂きたい。
- 【西郷村】
 - ・ 特定都市河川の指定は、特に支障が無いと考えているため、このまま進めて頂きたい。
- 【天栄村】
 - ・ 流域治水は大変重要な取組と考えておりますので、是非進めて頂きたい。
- 【泉崎村】
 - ・ 流域治水の取組は重要な取組と認識しておりますので、流域内住民等への説明と周知期間を設けて頂きたい。

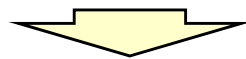
釈迦堂川流域では令和元年東日本台風をはじめ、度々甚大な浸水被害が発生している。釈迦堂川は、河道の特性として阿武隈川との合流点付近の河床勾配が緩やかであり、かつ、洪水の特性として阿武隈川と概ね同時刻に水位ピークを迎えることが多いため、阿武隈川本川水位の影響を受けやすい。さらに、近年の地球温暖化に伴う気候変動等の影響による豪雨災害の頻発化を踏まえ、降雨量の増加等を考慮すると釈迦堂川流域における洪水リスクは、さらなる増加が想定される。



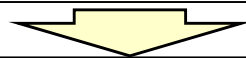
- 本支川および上下流バランスや沿川の土地利用等を考慮しながら、流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域一体で総合的かつ多層的な浸水被害対策を行い、浸水被害の軽減を図る必要がある。
- 特定都市河川に指定することにより、これまで以上に対策を加速させることが必要である。



- 阿武隈川本川の洪水時の水位を低下させる対策として、河道掘削や遊水地整備を実施する。
- 釈迦堂川流域において、河道掘削や雨水貯留浸透施設整備等を実施し浸水被害の防止・軽減を図る。また上流域は、山林・田畑等が大部分を占めていることから、自然環境が有する多様な機能を活かした流出抑制や、貯留機能を持つ土地やため池等の保全を実施する
- これらの対策を実施することで、本川水位の影響を受けやすい釈迦堂川における背水の影響を低減するとともに、流域全体で治水安全度の向上が図られる。しかし、一部の氾濫や内水による浸水被害は残ると想定される。



- 立地適正化計画等のまちづくり計画に基づき居住誘導区域内での防災指針を設定するなど、浸水リスクの低い市街地の形成等を目指すことで流域内住民の安全確保を図る。
- 支川や内水を考慮した複合的なハザードマップの作成・周知やマイ避難計画の作成など、実行性のある避難体制の強化を図る。



これらの基本的な考え方に基づき、流域のあらゆる関係者の参画のもと、土地利用状況や地形特性等を踏まえ、①氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧、復興のための対策の3つの視点から、総合的かつ多層的な対策を講じる

浸水被害対策の基本方針【釈迦堂川流域】

令和5年2月13日
第2回 釈迦堂川流域水害対策検討会

○流域治水では、流域のあらゆる関係者の参画のもと、土地利用状況及び地域特性等を踏まえ、下記の3つの視点から、浸水被害対策を総合的かつ多層的に進める。

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

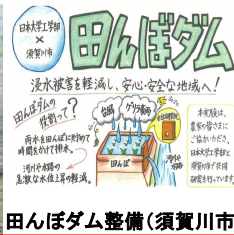
流域全体で雨水や流水等を貯留する対策や洪水を流下させる対策、氾濫水を制御させる対策をそれぞれ実施し、効果的に組み合わせる。

- ◆河道掘削、浚渫
- ◆堤防整備
- ◆雨水貯留施設の整備、
- ◆田んぼダム整備
- ◆ため池の治水活用



河道掘削(釈迦堂川(福島県))

農業用ため池の治水整備(白河市)

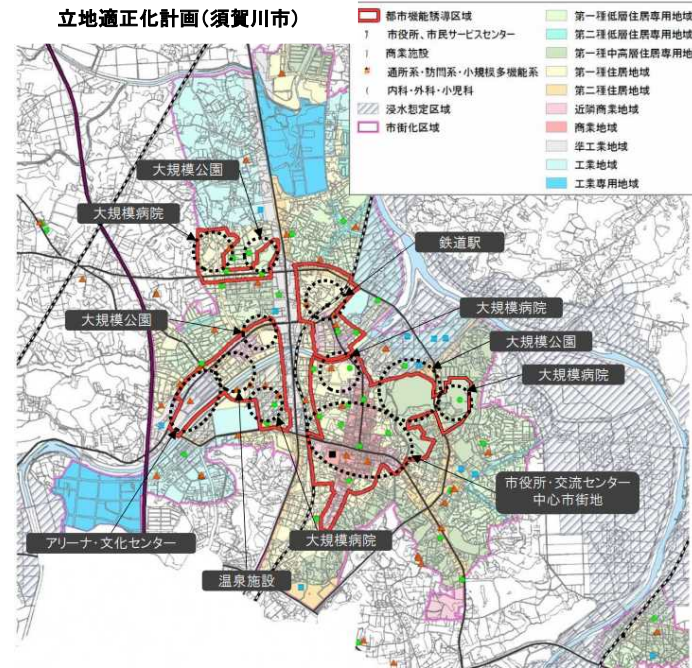


田んぼダム整備(須賀川市)

被害対象を減少させるための対策

立地適正化計画に基づき、居住誘導区域内での防災指針を設定し浸水リスクの低い市街地の形成を目指す。

- ◆立地適正化計画における居住誘導区域内での防災指針の策定(須賀川市)
- ◆浸水想定区域図



被害の軽減、早期の復旧・復興のための対策

流域全体で「避難体制の強化」「経済被害の軽減」「早期復旧・復興」等のための対策を組み合わせ、被害の最小化を図る。

- ◆ハザードマップの周知や出前講座、情報発信による住民の水害リスクに対する理解促進
- ◆洪水対策資材の提供や、マイ避難計画の普及啓発等による避難実行性の確保



土のうステーションの設置(矢吹町)

東日本台風により浸水被害のあった区域内に、浸水想定深標示看板・実績浸水深標示看板を設置(鏡石町)



想定浸水深看板

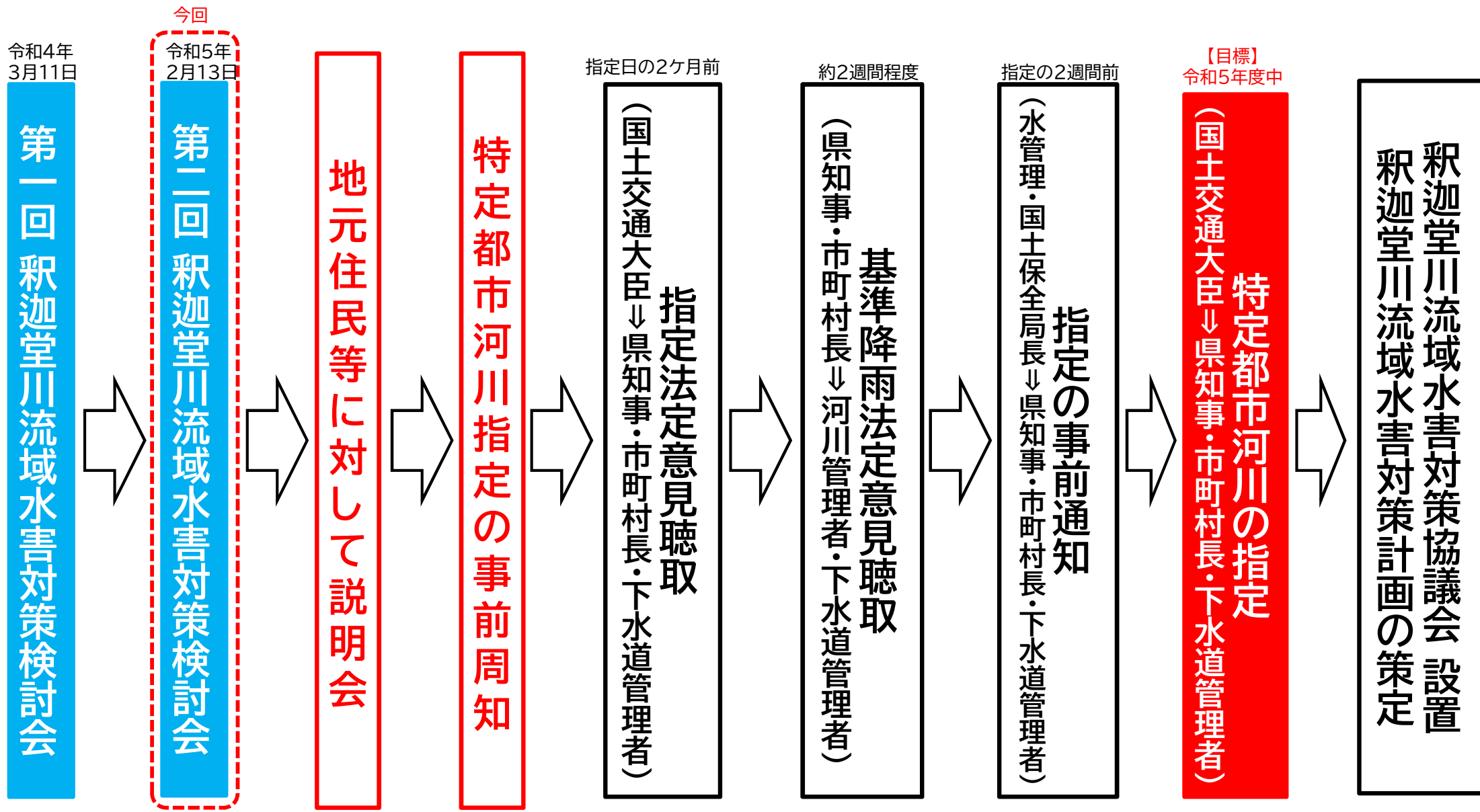


実績浸水深看板

特定都市河川指定における手順

釈迦堂川流域の特定都市河川指定に向けた流れ

- 釈迦堂川流域を特定都市河川に指定に向けての手続きとして、下記の手順で進めて行く。
- 地元住民・企業等に向けた事前周知について、十分な期間を設けて周知を図る。



逢瀬川流域・谷田川流域 における検討状況

